

新しい日本目録規則 (NCR2018)

【報告】

NCR2018 の完成

渡邊隆弘 (日本図書館協会目録委員会委員長／帝塚山学院大学)

『日本目録規則 2018 年版』(NCR2018) は、NCR の歴史の中でも最大といってもよい抜本改訂となった。図 1 にその章立てを示したが、記述の部と標目の部から成る従来の規則とは構成を大きく異にしている。

限られた時間で詳細を説明するのは不可能なので、本報告では、新規規則策定の背景・経緯を略述した後、本規則の基盤となっている FRBR(書誌レコードの機能要件)モデルの基本を説明し、規則構成を改めて略述する。本規則を理解いただく足がかりとなることをめざしたい。

1. 新規規則の背景

目録規則は国際的に長らく、パリ原則(1961)など、1960年代ごろに作られた枠組みのもとで維持されてきた。目録が対象とする資料の多様化、目録の作成・提供環境の電子化、インターネットの普及による情報流通の変化などが進む中で、もちろん規則の部分的な手直しは行われてきたが、枠組みの根本に及ぶ見直しが必要との議論は1990年代以降活発に行われるようになった。

IFLA(国際図書館連盟)は1998年に、目録の新しい「概念モデル」である FRBR(書誌レコードの機能要件)を刊行した。これに沿って、2009年にはパリ原則の後継となる「国際目録原則」(ICP)が、2010年には『英米目録規則第2版』(AACR2)の後継となる「RDA」(Resource Description and Access)がそれぞれ刊行され、目録の原則・規則は大きく変革された。NCR2018は、このような国際的な動向に対応した新規規則である。

2. 策定の経緯

目録委員会は2006年前後から新規規則の検討を開始したが、方針を公に表明したのは2010年9月の全国図書館大会(奈良大会)であった。その後2013年に目録委員会と国立国会図書館(NDL)収集書誌部との連携という新たな枠組みとなり、改めて基本方針を整理すると

もに、「2017年度」の新規則公開という想定スケジュールも示した。以後は、目録委員会とNDLで相互に条文案をやりとりしての検討作業を重ね、順次条文案を公開した。

2017年2月に「全体条文案」を公開して、検討集会の開催、パブリックコメントの募集を行った。多くのご意見をいただいたこと等からスケジュールを見直し、2018年3月にウェブ上で「予備版」を公開した後、2018年12月の本版冊子体刊行、2019年1月のPDF版公開に至ったものである。

策定の方針として、ICP等の国際標準に準拠するとともに、RDAとの相互運用性の担保もめざした。一方で、日本における出版状況や目録慣行に配慮することや、論理的にわかりやすく実務的に使いやすいことをめざし、あえてRDAと異なる構成や規程となっている箇所もある。

3. FRBRモデルとは

図2は、NCR2018「第0章 総説」の冒頭近くに掲載している「本規則が依拠する概念モデルの概要」であり、細部に異なりはあるが、基本的にはFRBRモデルの図と言ってよい。

FRBRモデルは、これまで目録が扱ってきた「書誌的世界」を、「実体関連分析」という手法を用いて概念モデル化したものである。点線四角で示した11の「実体」にそれぞれ、左端に一部例示されているような「属性」を設定している。実体関連分析はリレーショナルデータベースの設計等にも用いられるもので、実体ごとに属性をデータ要素とする表(テーブル)が作られているとイメージしてよい。

実体は、目録利用者の主要な関心対象を表す単位で、3つのグループから成る。「第1グループの実体」は、知的・芸術的成果、つまり目録の対象資料を表し、モデルの中心である。「著作」(知的・芸術的内容)、「表現形」(著作をテキスト等により表現したもの)、「体现形」(表現形を刊行物等の形で物理的に具体化したもの)、「個別資料」(個別の一点一点)と階層的に構造化された4実体から成る。図3に具体例を示したが、体现形が従来の書誌データ作成単位である「版」に相当する。著作に様々なバリエーションの版が存在するという考え方は従来の

目録にもあったが、表現形を間に介することで、翻訳・改訂など内容的側面のバリエーション（表現形の違い）と文庫版や電子版など物理的側面のバリエーション（表現形の違い）を区別し、資料のもつ構造をより精密にとらえられるようになったところに新しさがある。

加えて、成果を生み出す個人・団体等を表す「第2グループの実体」、著作の主題を表す「第3グループの実体」がある。

各実体にその姿を必要十分に表す属性を設定していくが、実体関連分析においてはもう一つ、実体間の「関連」の設定が大きな意味をもつ。図2において実線矢印で示したものである。第1グループの実体と第2・第3グループの実体との関連は、従来の著者標目・主題標目にはほぼ相当する。また、第1グループの実体を階層的に4つ設定したため、これら相互の関連も設定が必要である。例えば手元の資料（表現形）がどの著作・表現形を具体化したものなのかを、関連として明示する。

以上は11実体を相互に結びつける基本的な関連の設定だが、これに加えて同じ種類の実体間に存在する様々な関連もある。例えば翻訳であれば、原書から翻訳が派生したという、2つの表現形間の関連である。書誌階層構造や逐次刊行物の変遷なども、関連としてとらえることとなる。

4. NCR2018の構成

改めて図1を見返すと、NCR2018の構成や章題は、FRBRモデルに密着したものであることがわかっていただけたと思う。大きくは、実体の属性の部（第2部）と実体間の関連の部（第3部）に分かれた構成である。

属性の部の前半「属性の記録」は、実体別の章立てで、各実体の属性を「エレメント」（従来の用語「書誌的事項」にはほぼ相当）として設定し、記録の範囲・方法を規定している。「第2章 表現形」が、従来の書誌記述の主要部分を含み書誌データの根幹となるが、例えば地図の尺度（縮尺）は表現形のエレメントとなるなど、FRBRモデルのもとで再編成している。また、個人・団体等にもそれぞれエレメントを設定している。エレメントの設定は相互運用性を考慮してRDAに準じており、特定の種類の資料にのみ必要となるものも含むこと、機械可読性を考慮して従来の注記等をなるべく細分化したこと等により、数はかなり増えている。

属性の部の後半は「アクセス・ポイントの構築」を扱い、やはり実体別の章立てとしている。NCR2018では「標目」の語を用いず、従来の「統一標目」にあたるものを「典拠形アクセス・ポイント」、「参照」にあたるもの

のを「異形アクセス・ポイント」と呼ぶ。個人等についてはこれまでの運用と大きくは異ならないが、著作（および表現形）について、従来の「統一タイトル」が無著者名古典など非常に限定的な運用であったのに対して、全著作を対象としている点が大きな特徴である。

関連の部は、属性の部と別立てで規定していること自体が、FRBRモデルに則った大きな特徴と言える。ページ数では属性の部よりはるかに短いですが、後の報告にもあるように、本規則の大きな特徴となる重要な部分であると考えている。属性と同様に関連もエレメントとして設定し、関連先となる実体を典拠形アクセス・ポイントや識別子（IDなど）を用いて記録していくこととなる。

5. 実装に向けて

これだけ構成から大きく変わってしまうと実際のシステムや業務をどうすればよいのか見当がつかない、という不安もあるかと思うが、FRBRはあくまで「概念モデル」であり、必ずしもそのままのデータベース設計を求めるものではない。RDAは2013年以降北米を中心に広く適用されているが、従来のMARC21フォーマットを手直しし、書誌レコードと典拠レコードという従前の枠組みの中でデータ表現が行われており、過去と断絶した業務にはなっていない。

さらには、NCR2018はRDAと同じく記述文法などのエンコーディングの側面は扱わず運用に委ねていること、各種規定についても従来に比べてオプション性が増していること等もあり、実装方針により様々なすがたがありうる。しかしながら、許容されているからといって、これまでと変わらない考え方で運用では、やはりこれまでの目録にしかならない。過度に身構える必要はないが、FRBRモデル等の新しい考え方を理解したうえで、現実的な実装を検討いただきたいと考えている。

図 1. NCR2018 年版の全体構成

序説

第 1 部 総説

 0 章 総説

第 2 部 属性

 <属性の記録>

 セクション 1 属性総則

 1 章 属性総則

 セクション 2 著作、表現形、体現形、個別資料

 2～5 章 実体別 (体現形、個別資料、著作、表現形)

 セクション 3 個人・家族・団体

 6～8 章 実体別 (個人、家族、団体)

 セクション 4 概念、物、出来事、場所

 9～12 章 実体別 ([概念]、[物]、[出来事]、場所)

 <アクセス・ポイントの構築>

 セクション 5 アクセス・ポイント

 21 章 アクセス・ポイントの構築総則

 22 章～32 章 実体別

第 3 部 関連

 セクション 6 関連総則

 41 章 関連総則

 セクション 7 資料に関する関連

 42 章 資料に関する基本的関連

 43 章 資料に関するその他の関連

 44 章 資料と個人・家族・団体との関連

 45 章 [資料と主題との関連] (保留)

 セクション 8 その他の関連

 46 章 個人・家族・団体の間の関連

 47 章 [主題間の関連] (保留)

付録 (含:用語解説)

図 2. NCR2018 が依拠する概念モデル (ほぼ、FRBR モデル)

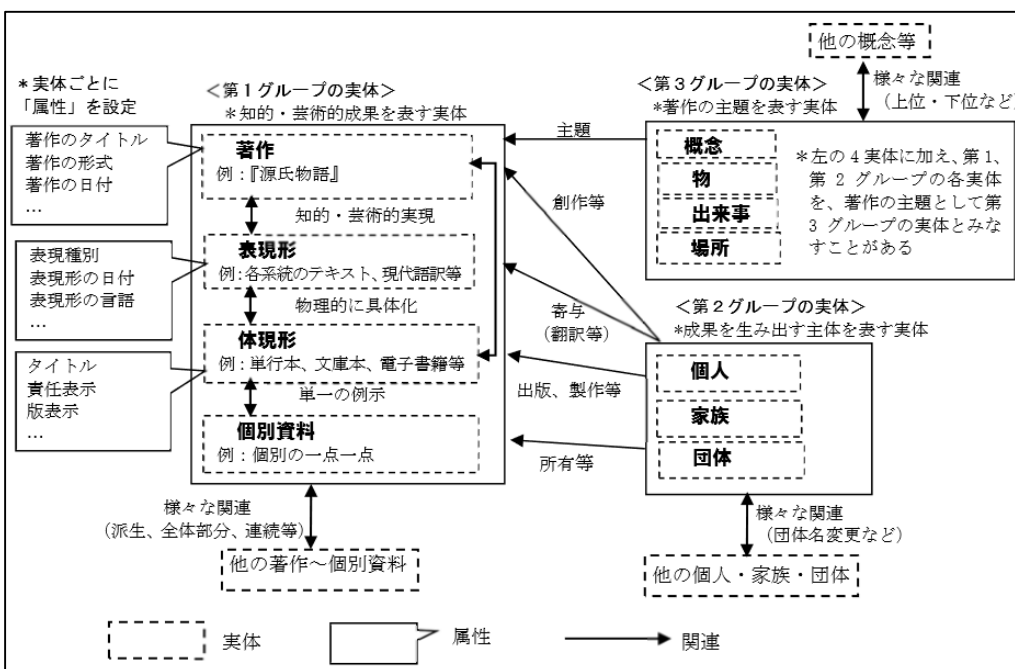
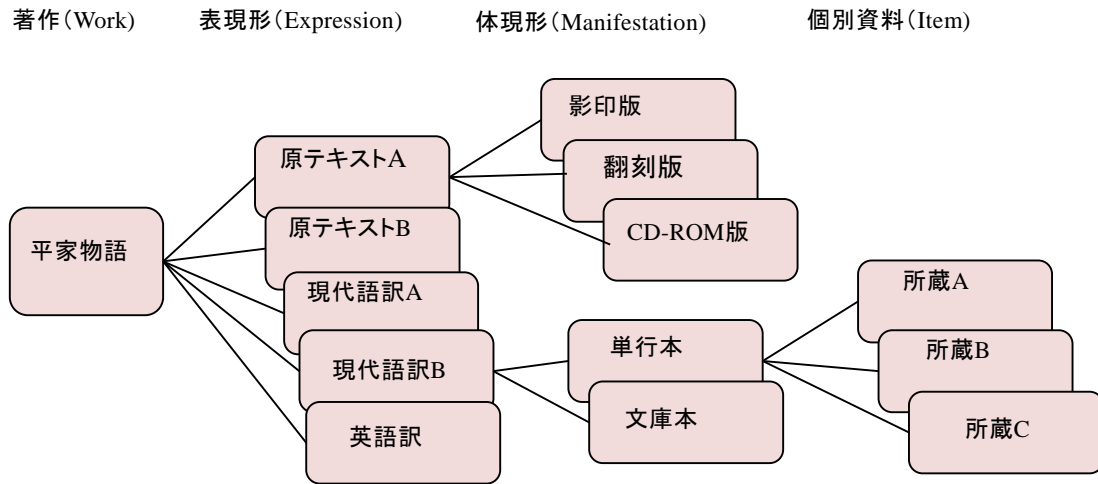


図3. FRBRモデルの「第1グループの実体」



【報告】

NCR2018 で描く目録の未来

木村麻衣子 (慶應義塾大学文学部)

1. NCR2018 における「関連」

『日本目録規則 2018 年版』(NCR2018)は FRBR 等の概念モデルに準拠しているため、目録に記録されるべき内容が実体・属性・関連に整理されている。『日本目録規則 1987 年版』(NCR1987)によって作成された目録にも、実体・属性・関連「らしきもの」は記録されていたが、例えば属性と関連の区別などは明確ではなかったし、実体間の関連も明示的ではなかった。NCR2018 は、RDA 同様、実体間の関連を重視する目録規則である。本発表では、関連を重視するとはどういうことなのか、関連を記録することで図書館サービスにどのようなメリットがありうるか、また関連を記録するために具体的に何が必要なのかを解説する。

2. これまでの「関連」とこれから

NCR1987 では、例えば翻訳作品注1) の場合、原作のタイトル(原タイトル)は並列タイトルまたは注記として記録されていた。原著者と訳者は所定の情報源に表示されていたれば責任表示として記録され、役割表示が付されていた。本タイトル、原タイトル、責任表示に記載された個人・団体等はそれぞれ標目とすることができたが、標目にはタイトルの種類や責任表示の役割は示されないので、原タイトルが標目となっていた場合に、それがな

ぜ標目となっているのかは、書誌記述全体から類推するほかなかった。

2004 年に映画化された『オペラ座の怪人』は、ガストン・ルルーによる小説『オペラ座の怪人』をアンドリュー・ロイド・ウェバーがミュージカル化した作品をさらに映画化したものである。その映画で使用された主要な楽曲をピアノ弾き語り用にアレンジした楽譜の書誌データを図1に示す(本稿に関連するものを中心に、『オペラ座の怪人』の著作群の関係図を本稿末尾に付録として示す)。図1に示される英語のタイトルは情報源中の表記であり、この書誌データからは、『オペラ座の怪人』の原タイトルや原著者、この楽譜が数多く映画化・舞台化された『オペラ座の怪人』のうちのどの音楽を扱ったものであるか等をうかがい知ることはできない。

オペラ座の怪人・オリジナル・サウンドトラック [楽譜]: 日本語版. -- [東京]: 渡辺音楽出版; 東京: ドレミ楽譜出版社(発売), 2005.5. -- 80p; 31cm. -- (ピアノ・ヴォーカル・セレクション). -- ISBN 4285 103338.
英語のタイトル: The phantom of the opera.

図1. 映画音楽の楽譜の書誌データ例(NCR1987)

NCR2018 に準拠した目録では、書誌データに記録する典拠形アクセス・ポイント(AAP)および関連指示子と、典拠形アクセス・ポイントごとに作成される典拠データによって、実体間の関連を記録する。翻訳作品の場合、原作と翻訳作品との関連や、寄与者の役割を書誌データ中

に明確に示すことができる。

図1の書誌データをNCR2018に準拠した表現形の書誌データとする場合、以下のような表現形のAAPを加えることができる。

表現形のAAP: Lloyd Webber, Andrew, 1948-. Phantom of the Opera. 選集; 編曲. 日本語

さらに、加えたAAPについて典拠データを作成する。上記のAAPのうち「選集」までは著作の典拠形AAPである。この著作に対する典拠データには、次の関連指示子とAAPを追加することができる。

著作のAAP: Lloyd Webber, Andrew, 1948-. Phantom of the Opera. 選集
上位(著作): Lloyd Webber, Andrew, 1948-. Phantom of the Opera

図2. 選集の典拠データの一部(NCR2018)

図2で「上位(著作)」とあるのは関連指示子である。関連指示子とは、実体間の関連がどのような種類の関連であるかを示すもので、典拠形アクセス・ポイントと共に記録することになっている。関連指示子の一覧は、NCR2018の付録C.1~C.4に示されている。「上位(著作)」は著作同士の関連の種類を表す関連指示子として付録C.1の中に示されているものである。なお、付録C.1~C.4に示されていない関連でも、データ作成機関が適切な用語を定めて記録できることになっている。

さらに、図3~図5のような著作の典拠データを作成し、相互に関連づけることができる。

著作のAAP: Lloyd Webber, Andrew, 1948-. Phantom of the Opera
音楽が使用された映画(著作): Phantom of the Opera (映画: 2004)

図3. 音楽の典拠データの一部(NCR2018)

著作のAAP: Phantom of the Opera (映画: 2004)
映画化の原作(著作): Lloyd Webber, Andrew, 1948-. Phantom of the Opera (ミュージカル)

図4. 映画作品の典拠データの一部(NCR2018)

著作のAAP: Lloyd Webber, Andrew, 1948-. Phantom of the Opera (ミュージカル)

ミュージカル化の原作(著作): Leroux, Gaston. Le fantôme de l'Opéra

図5. ミュージカル作品の典拠データの一部(NCR2018)

このように関連をつないでゆくことで、図1の書誌データが2004年の映画に使用された楽曲の楽譜であることも、その映画作品の原作がアンドリュウ・ロイド・ウェバーのミュージカル作品であることも、そのミュージカルの原作がガストン・ルルーの小説であることも示すことができる。

3. 「関連」を活かしたサービスの可能性

翻訳作品や映画化作品の原作を調べるためには、『翻訳図書目録』や『日本映画原作事典』などのレファレンスツールやGoogle検索で充分なので、わざわざ手間をかけて記録せずともよいのでは、と思う向きもあるだろう。しかし、マイナー作品や新しい作品の関連は、レファレンスツールで探しにくいこともある。関連を記録しておけば、そうしたツールを知らない利用者であっても、資料を発見・識別・選択しやすくなる。

さらに、典拠データを用いてある作品の著者の師弟関係や、家族関係などを記録することもできる。資料同士には特に関連は無いように見えても、著者を通じた意外な関連があり、この関連が新たな発見につながることもあり得る。こうしたより深い資料の探索は、これまでの目録では提供しえなかった機能である。当然のことながら、こうした目録はより発展的かつ効率的なレファレンスサービスの提供にも寄与する。

資料の探索を支援するための関連は、現物を手に取り、内容を確認した図書館員だからこそ記録できるものである。NCR2018では、どこまで詳細に関連付けるかはデータ作成機関に委ねられている。これは、前向きに捉えれば、各機関が必要と思う関連を好きなだけ記録できるということである。例えば、レファレンス質問に回答するために調査した結果、複数の書誌データに相互に関連があることが判明した場合に、それらに関連付けておき将来の質問に備えるといった運用が考えられる。目録担当者は、すべての資料について詳細な関連を記録できなくとも、得意な分野の資料に関してのみ詳細な関連を記録しておくことも可能である。共同分担目録作業においてはこのような分業が大きな効果を発揮しうる。

4. 「関連」づけるために必要なこと

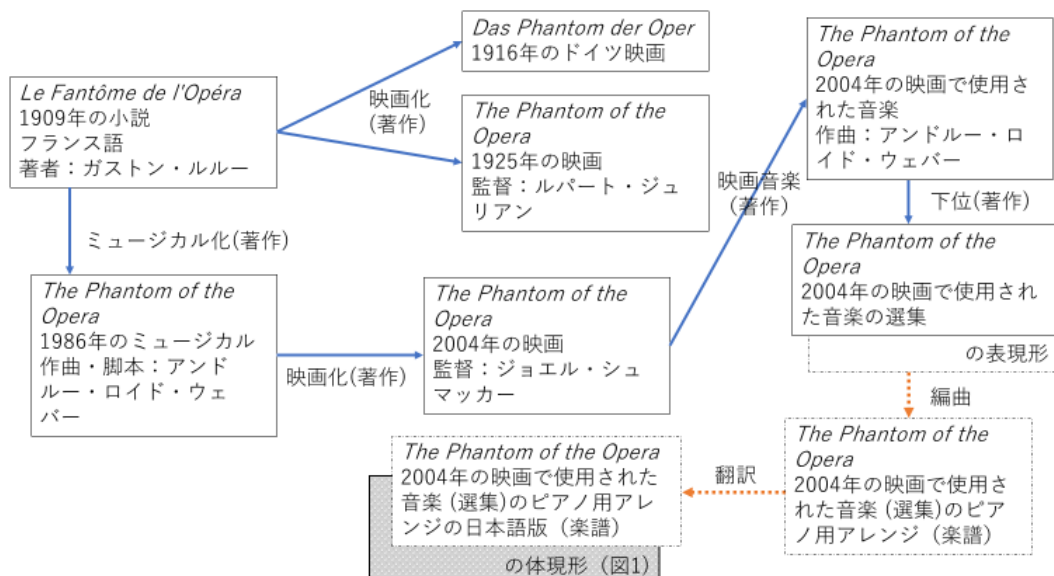
従来の目録では関連を記録できなかったわけではなく、その多くは注記に追いやられ、また残念ながら現在の日本の図書館では典拠コントロールが重視されていないために、標目として一部の関連が記録されてはいても、その効果は限定的なものであった。典拠形アクセス・ポイントを用いて実体間の関連を記録するためには典拠データの構築が必要であり、NCR2018 を適用する目録は、典拠コントロールがなされていることが前提となる。典拠コントロールとは、各実体に対するアクセス・ポイントやその他の情報を記録した典拠データを維持・管理することである。従来も個人名・団体名・会議名等に関しては行われてきたが、NCR2018 では著作の典拠コントロールも原則必須とされている。

私見であるが、NCR2018 適用下の図書館においては、目録担当者のみならず、レファレンス担当者も、目録の「関連づける」機能がどのようなものを理解し、時には自ら「関連づける」作業に加わる必要があると考える。書誌データや典拠データの構造を理解していなければ、それを活用してサービスすることはできないからである。目録担当者も、自館の利用者にとってどのような関連が示されているのが便利か、といったことを考えながら目録を作成する必要がある。目録だけを作ってもそのような想像力は養われにくいだろう。NCR2018 が、パブリックサービスとテクニカルサービスの分断を改めるきっかけとなることを願う。

注

- 1) 本稿において「作品」という語は著作の意味ではない。
- 2) 実線の四角は著作のインスタンス、点線の四角は表現形のインスタンス、実線網掛の四角は表現形のインスタンスを表す。実線の矢印は著作間の関係、点線は表現形間の関連を表す。

付録. 『オペラ座の怪人』著作群の関係図注2)



【報告】

『日本目録規則 2018 年版適用細則』について

村上一恵（国立国会図書館）

はじめに

国立国会図書館（NDL）では、『日本目録規則 2018 年版』（NCR2018）の適用を 2021 年 1 月から開始する。2019 年 10 月から適用細則案を当館ホームページ上で順次公開し、2020 年 1 月までには大部分の適用細則・基準類を公開する予定である。

1. NCR2018 と適用細則の関係

NDL は 2013 年から日本図書館協会目録委員会と連携し、NCR2018 の策定に取り組んできた。NCR2018 が日本全体で汎用性のあるデータ作成基準を目指したものである一方、NDL 独自のシステム制約や既存データとの継続性を考慮すると NCR2018 の規定どおりに適用することが困難な箇所がままある。「日本国内で刊行された出版物の目録又は索引を作成し、国民が利用しやすい方法により提供する」という国立国会図書館法第 7 条の趣旨を踏まえて、日本の標準的な目録規則となる NCR2018 を適用しつつ、NDL が現実的に運用可能なデータ作成基準として適用細則を定めることとした。

適用細則の検討は、目録委員会との NCR2018 策定作業と並行して、NDL 内で検討班を組織し 2016 年 4 月から着手した。NDL では 2021 年 1 月に書誌データ・典拠データの入力システムのリニューアルを予定しており、それに合わせて NCR2018 の適用を開始する。

2. NCR2018 適用の前提

2021 年 1 月から NCR2018 を適用するが、現在国内外で流通している「JAPAN/MARC MARC21 フォーマット」での提供を継続する。このため、これまで書誌データに入力していた事項、典拠データに入力していた事項は引き続き書誌データ、典拠データに入力し提供する。ただし、より機械可読性を高めるためなどの理由で、これまでとは異なるフィールドに記録することがある（後述）。また、多巻ものの図書については引き続き 1 冊ずつの単位で書誌データを作成する。

3. 適用細則の概要

適用細則は、NCR2018 の各章を基本としながらも、

(1) 資料群問わず共通のもの (2) 資料群別に作成す

るもの (3) これまで NDL 独自に作成していた「選択・形式基準」の形式で作成するもの、の三つに分類できる。

(1) 資料群問わず共通のもの

属性総則、大文字・略語の使用法といった一般的な記録に関するルールと、関連の記録が該当する。適用細則は表（Excel）形式で作成し、NCR2018 の各条項に対し、条項番号および見出し、適用/非適用/修正適用の別を示す。修正適用の場合は、修正した条文を記載するが、適用/非適用の場合は、条文を示さないため、NCR2018 本体と合わせて参照されたい。

(2) 資料群別に作成するもの

主に書誌データに記録する、いわゆる記述に相当する内容を取り扱う。(1) と同様に表形式で作成する。まず、図書、非図書（単行）資料、逐次刊行物の三つの資料群の適用細則案を 2019 年 10 月に公開する。地図資料、和古書については、2019 年度に検討を開始し、2020 年度の公開を目指す。

(3) 選択・形式基準の形式をとるもの

主に典拠データに記録する内容を取り扱う。典拠形アクセス・ポイント（従来の統一標目）に関する内容は、現行の NDL 独自の「個人名（団体名）標目の選択・形式基準」の形式を踏襲し、「個人（団体、著作）に対する典拠形アクセス・ポイントの選択・形式基準」を作成し、適用細則に代える。

4. 書誌データ・典拠データの変更点

書誌データ・典拠データにおいて、NCR2018 適用前後で運用が変更となる点、新たに運用を開始するもののうち 4 つの項目について「JAPAN/MARC MARC21 フォーマット」のフィールドコードを挙げながら説明する。

(1) 表現種別・機器種別・キャリア種別

NCR2018 では資料種別に代わり、資料の内容的側面と物理的側面が整理され、表現種別・機器種別・キャリア種別というエレメントが設けられた。NCR2018 適用後はこれらを書誌データの 신설フィールドに入力していく。これまで 245\$h に資料種別を文字列で記録していたが、MARC 21 フォーマットでは上記の種別に対応した個別のフィールド（336、337、338）が用意されている。

例えば、今まで「245\$h[電子資料]」としていた資料には、テキスト・データ、画像データ、録音データなど様々な内容が含まれていることがある。従来の注記に代わり NCR2018 で規定された用語で「336\$a テキスト

\$a 静止画\$a 音声 337\$a コンピュータ 338\$a コンピュータ・ディスク」などと記録することによって、機械可読性の高いデータとなり、より精緻な検索が可能になる。

(2) 出版表示等の記録

現在、出版表示等の記録には、260 フィールドを用い、発売などの頒布に関する情報は文字列で 260\$b 末尾に（発売）などと記録している。NCR2018 適用後は、記録フィールドを 264 に変更し、第 2 インディケータで役割を区別する。例えば出版事項は第 2 インディケータ=1、頒布事項は 2 とすることにより、機械での判別が容易となる。なお、264\$b 末尾に（発売）などの付記は原則として行わない。

出版表示等は、既存データと 2021 年 1 月以降に作成したデータとで使用されるフィールドが異なるため、JAPAN/MARC などの書誌データを利用される際は、ご留意願いたい。

(3) 関連指示子の記録

NCR2018 では関連の位置づけが明確になった。NDL では今までも資料と個人・団体との関連を書誌データ・典拠データ間のリンクで表現してきたが、リンクに加えて NCR2018 で規定された関連指示子を記録することで、関連の種類がより明確になるとともに機械可読性が高まることが期待される。従来から書誌データどうしのリンクで表現している体現形間の関連については、基本的に運用を変更しない。

(4) 著作の典拠

NCR2018 で新たに典拠コントロールの対象となった FRBR モデルでいう「著作」について、NDL でも典拠データの作成を開始する。NDL では統一タイトル件名典拠の作成実績があるので、既に統一タイトル件名典拠が作成されている場合は、適宜修正して著作の典拠としても使用する。まずは、和図書のうち、復刻・翻刻や現代語訳が存在する古典作品、日本語訳タイトルにバリエーションがある近現代の海外作品を適用対象とし、将来的に適用対象を拡大していきたいと考えている。また、著作の典拠データは、その著作を創作した個人・団体名典拠データとリンクすることで関連を表現する。

なお、内容の種類や様式を表すジャンル形式用語の典拠データ作成を開始するなど、NCR2018 では規定されていないが 2021 年 1 月に運用を変更する箇所もある。

おわりに

2019 年 10 月に、属性総則など、および資料群別（図書、非図書（単行）資料、逐次刊行物）の適用細則

案を NDL ホームページ注 1）で公開する。適用開始の 1 年前にあたる 2020 年 1 月中までに、典拠形アクセス・ポイントの選択・形式基準、関連の適用細則案の公開に加え、NCR2018 適用後に新規運用または運用変更となる「JAPAN/MARC MARC 21 フォーマット」のフィールド・サブフィールド一覧の公開を目指している。今年度検討を開始する地図資料および和古書の適用細則案は、2020 年 12 月までに公開する予定である。

運用変更点なども、今後 NDL ホームページや「NDL 書誌情報ニュースレター」注 2）などで詳しく解説していく予定なので、ぜひご確認いただきたい。

注

1) 「書誌データの作成および提供 > 日本目録規則 2018 年版 (NCR2018) について」のページに掲載予定 <https://www.ndl.go.jp/jp/data/ncr/index.html>

2)

https://www.ndl.go.jp/jp/data/bib_newsletter/index.html

【報告】

RDA と NCR2018 適用の経緯および事例

河野江津子（慶應義塾大学メディアセンター本部）

1. 適用目録規則変更の経緯

慶應義塾大学メディアセンター（図書館）は 2019 年 9 月より早稲田大学図書館とのシステム共同運用を開始した。採用システムは Ex Libris 社の Alma（クラウド型ライブラリー・サービス・プラットフォーム）および Primo VE（ディスカバリー・ツール）である。この運用の核となるのが目録データベースの共有化である。これに伴い、慶應に「早慶目録ユニット」という組織を置き、両大学の目録作成業務をほぼ一元化している。

早慶の目録レコードは和書・洋書ともに RDA（Resource Description and Access）に則り、MARC21 フォーマットで作成している。それが海外システムを利用する所以である。ただし、和書については日本特有の出版慣行や情報源の表記を反映するため、一部で『日本目録規則 2018 年版』（NCR2018）を参照している。

慶應での和書への RDA および NCR2018 の適用は 2019 年 4 月からで、それまで適用していた英米目録規則第 2 版（AACR2）からの切り替えを目録ユニット立

ち上げに向けた業務委託体制変更のタイミングに合わせて実行した。ちなみに、洋書については2017年4月よりRDAに変更済であった。

一部NCRを採用しているとはいえ、和書にAACR2やRDAを適用することに疑問を持たれるかも知れない。慶應では1998年10月までは国立情報学研究所(NII)のNACSIS-CATに対応するシステムを使用し、目録規則もCATに準拠して和書はNCR1987、洋書はAACR2と使い分けていた。しかし、日本の大学図書館でのみ使われるCATフォーマットと多階層の書誌構造では他の外部リソースとのデータ交換がしにくいことなどから、国際的に広く利用されているMARC21フォーマットに書式を変更することになり、その際に規則も和洋共通で国際標準に合わせて処理できるようにしたものである。

2. 新規則の適用細則

新たな目録規則を採用するにあたっては、各条項をどのように適用するかの細則が必要となる。RDA、NCR2018とも本則、別法、任意規定などの選択肢が用意され、図書館ごとに適した方針でレコードを作成することができる。

ただし、慶應では国立国会図書館(NDL)のように全条項について本則・別法のどちらを採用するか、任意省略や追加を行うかの検討は行っていない。実際に使用するMARC21のフィールドごとの記述マニュアルと主要な媒体別のマニュアルを用意する過程で、その際に参照する条文を確認し、そのまま採用すべきかどうかを都度検討するという形を取った。

よって、新規則での業務を開始した後も問題点や疑問点が発覚することがあり、走りながら解決していくというスタンスになっている。1大学機関(9月からは2大学)での運用のため、完璧な細則が事前に出来上がっていない程度もある程度の準備段階で開始でき、出現する事例に応じてマニュアルを日々追加・修正しているような状態である。

なお、和書の目録レコードの作成用には(株)図書館流通センター(TRC)のMARCを購入し、MARC21に合わせてコンバージョンしているが、なるべく内容を編集せずに利用できるのが理想である。慶應で決めた方針とTRCが作成する細則にずれがあると、書誌修正の手間の拡大につながるが、先行して新規則を使い始めればそのリスクは避けられない。NDLやTRCのような国内の標準ルールを先導していくMARC提供機関のデータと差異が出る場合には、当初の方針を貫くのか標準

に寄せていくのか、後日の検討課題となりそうである。

3. 主な変更点

RDAまたはNCR2018適用によるレコードの変更点を具体的に紹介する。数字はMARC21のフィールドとインディケータ、\$はサブフィールドコードを表す。

<書誌>(体現形の書誌のみ作成)

・245\$c:責任表示の肩書はRDA 2.4.1.4に基づき任意省略するが、コピー元の書誌に記述があれば残すことも可とした。同じ役割の人が複数いた場合、RDA 2.4.1.5では4人以上なら任意で省略可としているが、慶應はNCR2018 #2.2.0.4.1 任意省略2を採用し、10人以上を任意省略の目安として設定した。

・264:1つの260でサブフィールドをリピートして記録してきた制作・出版・頒布・製作事項について、264を複数使用しインディケータで区別するようになった。

・264#4:出版年とは別に著作権年を明記することになった。

・300\$b:図や音声の有無などの説明について、用語を省略せず規定の語彙を使用するようになった。

・336, 337, 338:表現・機器・キャリア種別で多面的な資料の種別を表すことができるようになった。代わりに、図書以外の資料に記録していた245\$hの一般資料表示は不要となった。変更前は245\$hは和書・洋書とも英字表記に統一しており、変更後も同様に種別を表す語彙は和洋で統一し、RDAの英語形で示すこととした。

・1XX, 6XX, 7XX:NCR2018には反するが、日本人の標目形ではヨミを識別要素から外し、880フィールドで表す形とした。

<典拠>(個人・家族・団体のみ作成)

・書誌との関連リンクの方法を文字列から識別子(典拠レコードID)に変更したため、典拠形アクセス・ポイントの識別要素からヨミを外した。

書誌については、同じMARC21フォーマットを使用していることもあり、顕著な変更点はNDLとほぼ同じ箇所となっている。

AACR2で作成された既存の書誌をシステム移行後に修正することがあるが、その場合の対応はRDAへのアップグレードを必須とした。記述の一部をAACR2のまま、一部にRDAを適用するハイブリット書誌もありうるが、記述に矛盾のある書誌はAlmaやOCLC登録時のバリデーション・チェックを通らないことがあるため、許容しないこととした。

著作のレコードは、慶應では作成していない。著作

の統制は1大学で行えるものではなく、現在、古典籍以外では参照できるリソースもない。NDLやTRCでの検討が進んでおり、そのような日本全国のユーザーをターゲットとするような機関からの提案を待ちたい。

4. 関連

関連については、従来から行っている体现形書誌と個人・家族・団体の固有名典拠の間のリンク、雑誌の前誌・後誌などの変遷を表す書誌間リンクにのみ対応している。原著と翻訳書、改題前後のタイトルなど、MARC21のフォーマット上でリンク用途のフィールドに記述している関連もあるが、体系的な書誌間リンクは生成していない。理由は目録作業の効率性低下の懸念やシステム機能の有無による。

書誌と典拠のリンクでは関連指示子は使用せず、コピー元の書誌にあっても削除している。リンク生成の手法を文字列リンクとIDリンクのどちらにするか検討するなかで、標目フィールドの $\$e$ の関連指示子を残すと文字列リンクの可能性を排除しなくてはならなかったためである。

5. 課題

RDAおよびNCR2018の大きな特徴である著作のコントロール、関連の表現が不十分な点である。しかし、上述のように著作コントロールは1大学で行ってもあまり意味がなく、国内での統制形をリードするような機関による提案を待ちたい。

ただし、FRBRの実体ごとのレコード、その間で形成される関連という新しい規則が描く情報世界を現実的にどのようにシステムに実装させるのかは、今後の重要な問題である。例えば、早慶では共同の著者典拠データベースをAlmaの中で作成・維持している。典拠形アクセス・ポイントの形はNDL、NIIや米国議会図書館のAuthorityを参照して決めているが、データベースは機関独自のものとして独立し、関連リンクはAlmaのシステム内で形成されている。NDLで没年情報が追加されてもそれを即座に反映させる仕組みはない。また、著作レコードについてはどうなるだろうか。NDLやTRCのような機関が作成を始めたとして、直接あるいはVIAFなどへ参照リンクを張るためには、図書館システムとディスカバリー・ツール側にその仕組みが用意されていなくてはならない。

リンク方法についてもシステムの機能に影響される面が大きい。Almaでは書誌と著者典拠間のリンクは文字列か識別子(レコード番号等)を選択でき、またリン

ク先の自動更新機能なども備わっている。自動で文字列リンクを形成する機能を使えば過去の未リンクのレコードを結び付けることができるが、意図しないレコード同士が勝手にリンクしてしまうこともある。また、IDによるリンクでは、一度リンク生成したらそのIDを維持し続けなくてはならず、システム変更などによりIDがリナンバーされる場合には、リンクを切らずに移行できるかというリスクも生じる。

また、ディスカバリー・ツールによっては、旧版・新版や冊子版・電子版などの関連書誌を自動でFRBRizeし、まとめて表示するような機能を備えるものもある。しかし、時に無関係のものが結びついていることや、単体で表示された方が見やすいという事例もある。

関連リンクは広く過去のレコードにも遡って張られるようになるのが理想であり、そのために機械的に判別のしやすいレコードを作ることが重要であるが、まだまだ人的判断の必要な部分も多い。網の目のように広がったレコード間リンクをすいすいと辿っていけるレベルになるのは遠い先のことであるが、そのためにどんなレコードを作るべきか、システム処理とユーザー目線の両方で考えていく必要がある。

【報告】

TRC MARCにおけるNCR2018の適用

横山英子(図書館流通センター)

はじめに

株式会社図書館流通センター(TRC)では、TRC MARCにおける『日本目録規則2018年版』(NCR2018)の適用について検討を行っている。本発表では、主な適用の方向性や検討状況を紹介し、さらにその検討過程で見えてきた課題等を報告する。

1. NCR2018適用の基本方針

まず、適用の基本方針について簡単に述べる。

現在検討中のTRC MARCにおけるNCR2018適用は、現行のMARCフォーマット(TRC MARC/Tタイプ)と典拠ファイルという構造を維持することを前提とする。記述対象も、これまで通り物理レベルでのMARC作成ということで変更はない。現在提供している項目は、原則として提供を続ける方向で考えている。

また、これまでに図書館に提供し、利用されている

MARC との継続性・整合性に配慮すべきと考える。TRC MARC は、これまで利用者の使い勝手を考え、必要であれば独自の項目も追加してきた。そこですでに実現できているもの、NCR2018 を適用することで混乱が生じる懸念のあるものは、敢えて適用しないということもあり得る。

その上で、NCR2018 で新たに示された規定を取り入れることで、利用者にとってさらに使い勝手のよい MARC にするにはどうしたらよいかを考え、適用を検討していく方針である。尚、以下で述べることは現時点での検討内容であり、実際の適用は異なることがあり得る。

2. 主な変更検討点

① 表現種別・機器種別・キャリア種別

表現種別、機器種別、キャリア種別の 3 つのエレメントについて、図書（和書・洋書・電子）MARC 及び AV（録音・映像）MARC で採用する方向で検討をしている。

② 著作の典拠コントロール

NCR2018 で新たに示されたものの中で、TRC MARC に取り入れようと検討している最も大きなものが、著作の典拠コントロールである。現在、TRC では MARC にリンクする 7 つの典拠ファイル（個人名、団体名、出版者、全集、シリーズ、件名、そして学習件名）を提供している。これらに加え、8 つめの典拠ファイルとして、著作典拠ファイルを提供することを検討中である。この著作典拠ファイルにより、これまで構造的に関連づけられていなかった個々の MARC（体現形）を、著作という単位でまとめることができるようになる。

著作の典拠コントロールの対象としては、単行単位で 2 以上の書誌が存在するものを対象とすることを検討している。具体例を挙げると、2017 年に刊行された市川拓司著「MM」は、2019 年に文庫化された際に「永遠に解けないパズル」と改題された。この 2 つが同一著作としてまとまることになる。改題されたものを例に挙げたが、著作の典拠コントロールに改題の有無は問わない。また、文庫化以外にも、大活字本や電子書籍として刊行される場合も、典拠コントロールの対象とする方針である。テキストの言語が異なる同一著作というものも起こり得る。学術論文等で、日本語の単行本として刊行され、後にその英訳が刊行された場合なども同一著作として典拠コントロールされることになるだろう。復刻や現代語訳でいろいろなバージョンが刊行される古典作品も対象とする。日本語訳が複数ある翻訳作品、例えば、野崎孝訳の「ライ麦畑でつかまえて」と、村上春

樹訳の「キャッチャー・イン・ザ・ライ」も同一著作として典拠コントロールを行う。

著作典拠ファイルは、すでに提供している他の典拠ファイル同様、15 桁の典拠 ID（識別子）で管理することを検討している。過去の累積されている MARC についても、可能な範囲で遡及して著作の典拠コントロールを行う方向で検討している。

著作の典拠コントロールについては、まず図書（和書・洋書・電子）を対象に行う方針である。

③ 関連

従来からの MARC と典拠ファイルのリンクに加えて、新たに記録することを検討している関連は、資料に関する基本的関連のうちの著作と体現形の関連、そして著作と創作者の関連である。著作典拠ファイルを管理する典拠 ID（識別子）を MARC に持たせることで、著作と MARC（体現形）の関連を実現させる。また、著作典拠ファイルの中に個人名典拠ファイルの ID を創作者として持たせることで、著作と創作者の関連を示す方針である。

NCR2018 で規定された資料に関するその他の関連のうち、体現形間の関連の全体・部分の関連については、TRC MARC の周辺ファイルの 1 つである内容細目ファイルですでに実現している。内容細目ファイルは、複数の独立した著作で構成されている図書について、その中に含まれる 1 つ 1 つのタイトルをデータベース化したものである。内容細目ファイルに含まれる 1 つ 1 つのタイトルが「部分」、TRC MARC No. をキーにリンクされる MARC が「全体」であり、識別子による関連を記録している。内容細目ファイルは、図書（和書）MARC に加え、AV（録音）MARC でも内容曲という形で記録している。

3. 表現形の適用について

NCR2018 で表現形の要素として規定されたものの中には、すでに TRC MARC で記録しているものもある。

例えば、TRC MARC では「テキストの言語」「原書の言語」「翻訳にあたって使用したテキストの言語」という 3 種類の言語を記録しているが、このうちの「テキストの言語」が、「表現形の言語」という要素にあたる。また、同じく NCR2018 で表現形の要素として規定された「賞」を、TRC MARC では「受賞情報」という項目に記録している。芥川賞、直木賞といった賞の名称とともに、賞の回次や年次を記録している。

表現形という実体については、今後も著作のように典拠ファイルで個別に管理はせず、本来体现形の記録を扱う MARC の中でその属性の記録を行う方針である。

4. 検討すべき課題

NCR2018 で規定が変更になったが、累積 MARC との整合性から、慎重に検討しなくてはならない課題について、最後に触れたいと思う。

例えば、本タイトルに付された特殊なルビの扱いがある。現在の TRC MARC では、『日本目録規則 1987 年版改訂 3 版』の規定に基づき、ルビが付された語の直後に () にルビを入れてタイトルとして記録している。そして、ルビを含めない形のタイトル標目を別途設定し提供している。本タイトルにはルビを含めないことに変更となった NCR2018 の規定の適用については、更なる検討が必要となる。

また、現行の TRC MARC では、出版表示等で、頒布者については発行者と同じフィールドに末尾に (発売) を付記する形で記録しているが、その規定が NCR 2018 にはなくなった。過去の膨大な数の実績との整合性を考えると、簡単には変更しづらく、これについても検討を続けたい。

おわりに

以上述べたような TRC MARC における NCR2018 適用は、現在検討の真っ只中にある。MARC の作成方針を変更する場合、その変更は累積されている MARC 全件に影響が及ぶ。今回も、累積 MARC に変更内容を反映させる修正をできる限り行った上で、新しく適用する項目の提供を開始する方針である。TRC の NCR2018 適用スケジュール及び検討状況に関しては、今後、検討作業が進んでいく過程で随時お知らせしていく予定である。